



# 遠野市 デジタル化促進事業費補助金について

新型コロナウイルス感染症等の影響から「新しい生活様式」を踏まえた事業活動の生産性向上を図るため、市内中小企業等のデジタル化を促進する補助制度を創設しました。

## 【補助金の対象者】

遠野市内に事業所(住所)を有する中小企業、小規模事業者等

※遠野市内に事業所を有していること、市税の納税義務者で、市税を滞納していないことなどの要件があります。

## 【補助金の対象事業(費用)】

緊急事態宣言の解除(令和2年(2020年)5月14日)以降、年内(令和2年(2020年)12月まで)に事業用のハードウェア、ソフトウェアの整備等に要する経費

補助金の活用例	事業用のハードウェアの設置、導入、整備に要する経費 コンピュータ、プリンタ、スキャナ、レジスター、プロジェクタ、モニター、キャッシュレス決済用端末機、業務用スマートフォン、タブレット、ルーター、その他の情報通信設備、機器又は装置
	事業用のソフトウェアの開発、導入又は実施許諾に要する経費 会計プログラム、製図等設計プログラム(CAD)、販売管理システム(POS)、ホームページ制作ソフト、ウイルス対策ソフト、リモートワーク・会議用ソフト、その他の事業用プログラムの集合体

※ポイントでの支払い、仮想通貨での支払いは、補助金の交付対象経費の対象外となります。

※消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象経費の対象外となります。

※電話料金やインターネット回線の接続料金は、補助金の交付対象経費の対象外となります。

※リース契約や月額使用料等の方法により経費を支払っている場合は、令和2年6月から12月までの期間の支払額を補助金の交付対象経費とみなします。

## 【補助金の交付額】

**補助金の額 基本 定額 10万円**

※補助対象経費が10万円未満の場合は、その対象経費相当額(ただし、1,000円未満切り捨て)になります。

補助金の加算 ① 常用雇用者数が50人を超える事業者の場合

$((12月1日時点の常用雇用者数) - 50人) \times 1,000円$  を加算

② IT環境づくり推進セミナーをオンラインで受講した場合

2万円 を加算

※①の加算を受けるためには、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写しが申請手続きに必要です。

※②の加算を受けるためには、職業訓練法人遠野商業訓練協会にセミナーの受講を申し、受講後に協会が発行する受講証明書が補助金の申請手続きに必要です。

## 【補助金の申請手続き】

ステップ1 補助金交付申請

**[注意] 申請期限 令和3年1月12日(火) 必着**

「遠野市デジタル化促進事業費補助金交付申請書」を遠野市役所(商工労働課)に提出してください。

添付書類：事業計画書、補助金計算書、市税納税状況等確認承諾書、補助対象経費に係る見積書や仕様書、契約書、領収書や振込依頼書の写しなど事業の内容が確認できる書類

ステップ2 補助金の請求

補助金の交付を決定した事業者(補助事業者)には、市から補助金の請求に必要な書類が郵送されます。必要事項を記載して、遠野市役所(商工労働課)に提出してください。

※ステップ1の申請時に領収書等を添付できなかった場合は、請求書に添えて提出してください。

